

◎オウム真理教犯罪被害者等を救済す

るための給付金の支給に関する法律

(平成二〇年六月一八日法律第八〇号)(衆)

一、提案理由(平成二〇年六月五日・衆議院本会議)

○中野清君 たいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本案の趣旨について御説明申し上げます。

平成七年三月二十日に発生した地下鉄サリン事件等は、暴力で国の統治機構を破壊するなどの主義のもとに行われた無差別大量の殺傷行為であり、悪質重大な国家的テロリズムであります。また、これらテロ行為に至る過程でも、坂本弁護士事件に見られるように、教団に立ち向かった者やその家族が、教団の発展を阻害する者として、殺傷行為の犠牲となっております。すなわち、これらの被害者は、いわば国の身がわりとして犠牲となったもので、これらの被害者の救済を図ることは、テロリズムと闘う我が国の姿勢を明らかにするものでもあります。

本案は、このような趣旨から、オウム真理教による犯罪の被

害者等に対し、給付金を支給するものであります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

まず、給付金の支給対象者につきましては、以上のような趣旨を踏まえ、オウム真理教によるテロリズム等の犯罪として八つの対象事件を掲げた上で、それらの事件の被害者や遺族の方を対象としております。

給付金の性質については、見舞金的性格の給付とされており、これにかんがみ、給付額につきましても、被害の程度と金額を六段階に典型的に定めております。具体的には、死亡された方や重度の後遺障害を負った方について二千万円とする一方、介護を要する後遺障害を負った方については、介護の負担などを考慮して特に手厚い給付を行うべく、三千万円とするなどとしております。

給付の手續及び事務については、被害者や遺族の方が提出資料について過重な手続負担を負わないようにするなどの観点から踏まえ、所要の規定を置いております。このような観点からの措置として、裁定に必要な記録等の分類、整理、提出については、公務所のみならず、オウム真理教に対する破産申し立て事件の破産管財人等にも求めることができることとしております。

また、国による求償権の取得について規定を置き、国が、給

付を行った額の限度において、損害賠償請求権を取得することとしております。

なお、この国が取得した求償権については、被害者の残存損害賠償請求権と競合する場合、その行使に当たり、本件給付金の支給が被害者救済の趣旨によるものであることを踏まえ、慎重かつ適切になされることを要望するものであります。

最後に、テロリズムによる被害者の救済のあり方について、検討規定を置いております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、昨日の内閣委員会におきまして、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告(平成二〇年六月二一日)

○岡田広君 たいいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律

支給に関する法律案について御報告申し上げます。

地下鉄サリン事件を始めとするオウム真理教による無差別大量の殺傷行為は、暴力により国の統治機構を破壊する等の主義を推進する目的の下に行われた悪質かつ重大なテロリズムとしての犯罪行為であり、これにより不特定又は多数の方々が被った惨禍は未曾有のものであります。

また、教団がテロリズムとしての犯罪行為を実行する能力を形成する過程においても、これに立ち向かった者やその家族が教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犠牲となっておられます。

本法律案は、これらの犯罪行為の被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにするものであることから、オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金の支給について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院内閣委員長中野清君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。